

「自動車データ越境セキュリティガイド
ライン(2026年版)」
および「個人情報越境認証弁法」など
法規定の要点整理と対応策

～中国のデータ三法に関する制度情報
専門家による政策解説～

2026年4月
日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所
調査部

【免責条項】

本レポートは、北京金誠同達法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. 背景

工業情報化部、国家インターネット情報弁公室、国家發展改革委員会、国家データ局、公安部、自然資源部、交通運輸部、国家市場監督管理総局の8部門は2026年2月3日、共同で「自動車データ越境セキュリティガイドライン（2026年版）」（工業情報化部連合発〔2026〕第27号。以下「本ガイドライン」）を公布した。本ガイドラインの公布は、中国における自動車データの越境流通管理が、「試行的模索」の段階から「精緻化・規範化・利便化」という新たな段階へと移行したことを示すものである。本ガイドラインは、2025年の意見募集案に続く正式版として、データセキュリティと産業発展のバランスを図りつつ、自動車企業による国際的事業展開のために、明確かつ実務的に運用可能なコンプライアンス枠組みを提供することを目的としている。

さらに、国家インターネット情報弁公室と国家市場監督管理総局は共同で、「個人情報越境認証弁法」（国家インターネット情報弁公室・国家市場監督管理総局令第20号）および「個人情報越境認証の基準変更に関する公告」（国家認証認可監督管理委員会公告2025年第53号）を公布するとともに、別途、「届出済みの個人情報越境認証専門機関に関する公告」および「未成年者の個人情報保護コンプライアンス監査状況の報告に関する公告」を公布した（以下、これら4つの規定を総称して「本法規」）。本法規の相次ぐ公表および施行により、個人情報越境認証に関する関連法規の整備が一層進展していることが示されるとともに、未成年者という特に保護を要する主体に対する個人情報保護重視の政府の姿勢がうかがえる。本稿では、本ガイドラインおよび本法規の主要内容を体系的に整理し、企業に及ぼす影響について詳細に分析するとともに、実務的に実行可能な対応策を提示する。

2. 本ガイドラインの要点解説

2.1 適用範囲およびデータ越境の定義の明確化

本ガイドラインの適用対象は広範にわたり、自動車メーカー（OEM）、部品・ソフトウェア供給業者、通信事業者、自動運転サービス提供者、プラットフォーム事業者、ディーラー、整備事業者および配車サービス事業者など、各種の自動車データ処理者が含まれる。これは、データコンプライアンスの責任が従来の自動車メーカー（OEM）のみに限定されず、サプライチェーン全体に及ぶことを意味する。上流の供給業者が海外の親会社または研究開発センターへデータを移転する場合にも、同様に判定基準および申告手続を遵守する必要がある。

また、データ越境の定義について、本ガイドラインは3つの行為類型を明確に規定している。すなわち、第一に、中国国内で収集された自動車データを国外へ移転する行為、第二に、国外の主体が国内に保存されたデータに対して遠隔で照会、取得またはダウンロードを行う行為、第三に、「個人情報保護法」に基づき、国外において国内の自然人の個人情報を取り扱う場合である。この定義により、従来存在し得た規制の空白が補完され、とりわけ「遠隔アクセス」という見えにくい利用形態に対しても明確な規律が及ぶこととなった。

2.2 「重要データ」の判定基準の具体化

これは本ガイドラインの実務上の意義が大きい重要なポイントの一つである。ガイドラインは、研究開発・設計、製造・生産、運転自動化、ソフトウェア更新サービス、ネットワーク運用などの6つの典型的業務領域を対象として、27類型・51項目からなる重要

データのリストおよび対応する説明や判定基準を示している。これには、高精度地図データ、自動運転アルゴリズムとソースコード、車両制御指令、主要センサーの生データなどが含まれる（詳細は別紙 1 参照）。企業は、まずデータ類別を特定し、その上で判定基準に基づきデータの重要性レベルを判断する必要がある。「重要データ」と認定された場合には、より厳格な越境申告手続を履行しなければならない。また、本ガイドラインは見直しの仕組みを設けており、工業情報化部が関係部門と連携し、業界の発展動向を踏まえて判定基準を適時更新することで、規制と技術発展との整合性を確保するものとされている。

2.3 区分に応じた管理枠組みの構築および手続免除対象の明確化

企業のコンプライアンスコストの増大および手続の長期化という課題に対応するため、本ガイドラインは区分に応じた管理枠組みを構築し、（1）データ越境セキュリティ評価の申告（重要データまたは大量の個人情報の越境に適用）、（2）個人情報越境標準契約の届出（重要データを含まず、かつ個人情報の取扱量が評価基準に達しない場合に適用）、（3）個人情報越境認証（特定の多国籍企業グループ内部におけるデータ移転に適用）という 3 つの手続類型が設けられている。

さらに、ガイドラインは申告免除される 9 つの類型を列挙し、利便性を大幅に向上させている。これらの類型には、越境自動車販売・引渡し、緊急救助、従業員の越境人事管理、既報のセキュリティ脆弱性データ、既報の自動車製品・車両ネットワークプラットフォームおよび関連システムに関するセキュリティ事案データ、ならびに既に届出がなされた OTA リコール用ソフトウェアのソースコードの移転などが含まれる。とりわけ、セキュリティ脆弱性の補修、セキュリティ事案への対応および OTA アップグレードに必要なソースコードの移転については、工業情報化部または国家市場監督管理総局への事前の報告・届出がなされている場合、データ越境セキュリティ評価が免除されることにより、車両の安全上のリスクを迅速に解消することが可能となる。

2.4 ライフサイクル全体にわたるセキュリティ保護の強化

本ガイドラインは、企業に対し、データの分類・区分に応じた管理制度の整備および伝送時の暗号化やアクセス制御などの技術的措置の実施を求めている。特に、監査の追跡可能性を確保する観点から、ログの保存期間を 3 年以上とすることが明確に規定されている。さらに、企業には緊急時対応体制の整備が求められており、事前の予防、事中の監視、事後の対応からなる一体的な対応体制の構築が要請されている。

3. 本法規の要点解説

3.1 「個人情報越境認証弁法」

「個人情報保護法」第 38 条に基づく関連実施文書として、「個人情報越境認証弁法」（以下「本弁法」）は、個人情報越境認証の適用範囲、申請要件、認証手続、監督管理および法的責任について体系的に規定している。適用要件の観点から、本弁法は、重要データに該当せず、かつデータ越境セキュリティ評価の基準（例：100 万人未満の個人情報の取扱い）に達しない場合に適用され、企業にとって標準契約届出方式に代わる主要なコンプライアンス手段の一つと位置付けられる。認証手続については、「申請・技術的検証・現地審査・証書発給・継続的監督」という一連のメカニズムが確立されている。証書の有効期間は通常 3 年であり、その期間中は年次の監督審査を受ける必要がある。さらに、本弁法は、国内の個人情報処理者および国外の受領者が、データ漏えいやデータ主体の権利

対応などに関して連帯責任を負うことを明確にするため、法的拘束力を有する文書（例：認証契約）を締結することを求めている。

3.2 「個人情報越境認証の基準変更に関する公告」

「個人情報越境認証の基準変更に関する公告」は、従来、企業が個人情報越境認証を実施する際に「いかなる基準に依拠すべきか」という不明確性を解消するものである。具体的には、従前の参照基準を廃止した上で、「情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」（GB/T 35273-2020）および「データセキュリティ技術 個人情報越境取扱活動に関するセキュリティ認証要求」（GB/T 46068-2025）を正式な認証根拠として指定している。これにより、監督基準と企業の予測可能性が統一され、認証プロセスが定量化・検証可能となり、基準の曖昧さに起因するコンプライアンスコストの不確実性を回避することが可能となる。

3.3 「届出済みの個人情報越境認証専門機関に関する公告」

認証結果の公正性および専門性を確保するため、国家インターネット情報弁公室は、「届出を経て初めて認定を受けた認証機関のリスト」を公表した。当該認定は「個人情報越境認証弁法」第 12 条の規定に基づき、相応の資質、技術能力および独立性を備え、かつ国家インターネット情報弁公室への届出を完了した第三者機関に限られる。当該リストは動的に調整され、不正な業務運営や虚偽報告の作成が認められた機関については、直ちに届出資格が取り消されるとともに、法的責任が追及される。このような措置は、従来の認証市場における混乱状況を是正し、企業に対して公的に認められた「ホワイトリスト」を提示することで、企業がサービス機関を選定する際のリスクを低減するものである。

3.4 「未成年者の個人情報保護コンプライアンス監査状況の報告に関する公告」

未成年者の個人情報というセンシティブな分野に関し、本公告は定期的な監査報告メカニズムを確立した。未成年者の個人情報を取り扱うすべてのネットワーク運営者、特に利用者の中に多数の未成年者を含む教育、ゲーム、ソーシャルメディアおよびスマートデバイス企業は、毎年 1 回、特別コンプライアンス監査を実施しなければならない。監査においては、「保護者の同意取得メカニズム」「必要最小限の原則の遵守状況」などを中心に審査し、監査結果および是正状況をオンラインで所轄のインターネット情報主管部門に報告しなければならない。本公告は、「個人情報保護法」「未成年者ネットワーク保護条例」「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」その他の法規定に基づき、未成年者の個人情報保護に関するコンプライアンス監査を実施せず、また監査状況を報告しなかった場合、関連する法規定に従い処理することを明確にしている。

4. 日系企業への対応策の提言

本ガイドラインおよび本法規などがもたらす機会と課題に対応するため、日系企業は積極的かつ能動的な戦略を採用し、コンプライアンスを確保するとともに、一歩踏み込んで、競争優位へと転化することも検討すべきではないだろうか。以下に具体的な実務上の提言を示す。

4.1 データマッピングおよび分類・格付け（分級）管理の展開

「サイバーセキュリティ法」第 23 条、「データセキュリティ法」第 21 条および本ガイドラインなどの規定に基づく法的義務を履行するため、自動車業界の企業を含む日系

企業は、速やかに社内におけるデータマッピングの作業に着手し、データの収集、保存、利用、加工、移転、提供、公表、削除といったライフサイクル全体を対象として整理・把握を行うべきである。同時に、社内におけるデータ分類・格付け（分級）に基づく管理制度を構築し、データの実態把握を通じて重要データの有無を明確化する必要がある。重要データが存在する場合には、より厳格な技術的措置を講じるとともに、無断での越境移転を防止する体制を整備することが求められる。

4.2 手続免除制度の適切な活用によるデータ越境プロセスの最適化

自動車業界の企業においては、本ガイドラインに規定される政府手続の申告を免除される 9 種類の自動車データ越境事例を精査し、関連する業務プロセスの最適化を図るべきである。特に、セキュリティ脆弱性の修補や OTA アップグレードに伴うソースコードの越境移転については、社内に迅速に対応体制を構築し、越境ニーズ発生時に速やかに工業情報化部または国家市場監督管理総局への報告・届出を完了できるようにすることが重要である。

他の業界の企業においても、データの越境が生じる場合には、本法規における「個人情報越境認証弁法」および「データ越境流動の促進と規範化に関する規定」などの関連規定を踏まえ、政府手続の免除が適用されるデータ越境の事例を合理的に活用するとともに、基準を満たし政府手続の履行が必要となるデータ越境のシナリオについては、速やかに所要の手続を完了させ、違法・違規な越境を回避し、企業の法的リスクを低減させるべきである。

4.3 「管理制度と技術的措置の融合」によるセキュリティ体制の構築

本ガイドラインの内容に照らせば、単なる管理体制の構築のみでは技術的リスクに十分対応することは困難であり、必要な技術的措置を講じることが不可欠である。したがって、ネットワーク、データおよび個人情報の安全を確保するためには、自動車業界企業をはじめとする広範な日系企業は、社内における関連する管理体制および実施ガイドラインの構築を積極的に進める一方で、ネットワークの稼働状況の監視・記録、データのバックアップおよび暗号化の強化、適切なアクセス権限の設定などを含む、必要な技術的措置の強化にも留意すべきである。

自動車業界における重要データのリスト

シナリオ	関与する主要なデータ内容	データ項目	判定基準
研究開発・設計シナリオ	製品開発段階における部品表、研究開発設計書類、開発ソースコードデータ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計部品表 2. 研究開発設計文書 3. 製品技術開発のソースコード 	<p>以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家重大プロジェクトまたは国家重点研究開発計画により支援されているもの。 2. 「輸出禁止・制限技術目録」に記載された関連技術の管理要点に適合するもの。 3. 「両用品目輸出管理リスト」に記載された関連物品に関わるもの。
	製品テスト段階におけるアノテーションシナリオ、シミュレーションシナリオおよびテストシナリオのデータ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 画像アノテーション 2. 点群アノテーション 3. マルチモーダルアノテーション 4. 動画アノテーション 5. 道路網シミュレーションファイル 6. 環境シミュレーションファイル 7. 交通流量シミュレーションファイル 8. シミュレーション生成フ 	<p>以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軍事管理区、国防科学工業関連単位ならびに県級以上の党・政府機関など重要なセンシティブ区域に関与し、またはデータの収集・分析を通じてこれらの区域を推定可能なもの。 2. 集約・分析後に機密またはセンシティブな地理情報データを推定し得るもの。 3. 道路に係る車両交通量、人流量、物流など、地級市以上の行政区の経済運営状況を反映するデータであって、累計期間が 30 日（本数を含む）以上であるもの。 4. 大規模イベントの警備などにかかる規制現場の状況、交通事故などの突発的事案に係る警察出動現場の状況、その他社会の公共安全に係る行政執行活動および要員に関し、直接的に該当し、または収集・分析を通じて推定可能なもの。 5. 車両外部における実在する顔の境界ボックスの最小辺の長さが 32 ピクセル以上であるもの。

¹ (出所) 「自動車データ越境セキュリティガイドライン (2026 版)」 「二、重要データ判定」に基づき作成。

		<p>ファイル</p> <p>9. リプレイシミュレーションファイル</p> <p>10. テストシナリオファイル</p>	<p>6. 車両外部の実際の自動車登録番号の境界ボックスの最小辺の長さが16ピクセル以上であるもの。</p> <p>7. 中国国内で運行する10万台以上の車両から収集されるものを含む場合。</p> <p>8. 実環境において累計2,000時間以上のオリジナル映像を収集するもの、または当該映像に基づき生成されるもの。</p> <p>9. 1,000万枚以上のオリジナル画像を取り扱う場合、またはこれに基づく画像により生成されたもの。</p>
製造シナリオ	自動車製品の製造プロセスにおいて生成される部品表(BOM)および生産制御プログラムのソースコード	<p>1. 工程用部品表</p> <p>2. 数値制御工作機械の制御プログラムソースコード</p> <p>3. 産業用ロボット制御プログラムのソースコード</p>	<p>以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。</p> <p>1. 国家重大プロジェクトまたは国家重点研究開発計画により支援されているもの。</p> <p>2. 「輸出禁止・制限技術目録」に記載された関連技術の管理要点に適合するもの。</p> <p>3. 「両用品目輸出管理リスト」に記載された関連物品に関わるもの。</p>
運転自動化シナリオ	統合運転支援または自動運転機能の開発・導入において、部署、運用などの過程において収集・生成されるアルゴリズム、学習データ、特徴量データ	<p>1. 運転自動化アルゴリズムファイル</p> <p>2. 運転自動化アルゴリズムのソースコード</p> <p>3. 運転自動化アルゴリズムのパラメータ</p>	<p>以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。</p> <p>1. 国家重大プロジェクトまたは国家重点研究開発計画により支援されているもの。</p> <p>2. 車載ネットワーク・データセキュリティおよび運転自動化機能に関連する成果が、省・部級以上の表彰を受けたものであること。</p> <p>3. 国家科学技術の安全または業界の競争力などに影響を及ぼすおそれがあるもの。</p>
		<p>4. 運転手意思決定データセット</p> <p>5. 統合運転支援または自動運転システムの意思決定もしくは予測計画データセット</p>	<p>車外の実際の風景映像やレーダーデータと融合・関連付けられた後、以下のいずれかの条件に該当するものは、重要データに該当する。</p> <p>1. 軍事管理区、国防科学工業関連単位ならびに県級以上の党・政府機関など重要なセンシティブ区域に関与し、またはデータの収集・分析を通じてこれらの区域を推定可能なもの。</p>

		<p>6. 運行データセット</p>	<p>2. 集約・分析後に機密またはセンシティブな地理情報データを推定し得るもの。 3. 道路に係る車両交通量、人流量、物流など、地級市以上の行政区の経済運営状況を反映するデータであって、累計期間が 30 日（本数を含む）以上であるもの。 4. 大規模イベントの警備などにかかる規制現場の状況、交通事故などの突発的事案に係る警察出動現場の状況、その他社会の公共安全に係る行政執行活動および要員に関し、直接的に該当し、または収集・分析を通じて推定可能なもの。 5. 中国国内で運行する 10 万台以上の車両から収集されるものを含む場合。</p>
		<p>7. 学習データセット 8. 画像特徴データ 9. 点群特徴データ</p>	<p>以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。 1. 国家重大プロジェクトまたは国家重点研究開発計画により支援されているもの。 2. 車載ネットワーク・データセキュリティおよび運転自動化機能に関連する成果が、省・部級以上の表彰を受けたものであること。 3. 軍事管理区、国防科学工業単位および県級以上の党・政府機関など重要なセンシティブ区域に関与し、またはデータの収集・分析を通じてこれらの区域を推定可能なもの。 4. 集約・分析後に機密またはセンシティブな地理情報データを推定し得るもの。 5. 道路に係る車両交通量、人流量、物流など地級市以上の行政区の経済運営状況を反映するデータであって、累計期間が 30 日（本数を含む）以上であるもの。 6. 大規模イベントの警備などにかかる規制現場の状況、交通事故などの突発的事案に係る警察出動現場の状況、その他社会の公共安全に関する行政執行活動および要員に関し、直接的に該当し、または収集・分析を通じて推定可能なもの。 7. 中国国内で運行する 10 万台以上の車両から収集されるものを含む場合。 8. 実環境において累計 2,000 時間以上のオリジナル映像を収集するもの、または当該映像に基づき生成されるもの。 9. 1,000 万枚以上のオリジナル画像を取り扱う場合、またはこれに基づく画像により生成されたもの。</p>

ソフトウェアアップデートサービスシナリオ (OTA)	自動車の安全運転およびバッテリー管理機能を向上させるソフトウェアパッケージに対応するソースコード	1. 自動車の安全運転およびバッテリー管理機能をアップグレードするソフトウェアパッケージに対応するソースコード	以下の条件をすべて満たす場合、重要データに該当する。 1. 中国国内で運行する車両のアップグレードに関わる場合。 2. 車両の遠隔制御機能に関連するもの、ただし近距離無線通信方式により実現される制御機能は含まれない。 3. 車両の起動・走行、動力喪失、緊急制動、クルーズコントロール、車線維持、充放電制御、バッテリー温度の制御機能に関するもの。
ネットワーク接続運用シナリオ	車両のネットワーク接続運用の過程において収集・生成される車両識別番号、車載通信カード識別符号、車両鍵、車両デジタル証明書、制御指令	1. 車両識別番号 (VIN) 2. 車載通信カード識別データ	該当年の1月1日以降、他の越境情報と組み合わせることにより累計100万人以上の個人の身元を識別可能な情報を境外に提供する場合は、重要データに該当する。
		3. 対称鍵 4. 非対称秘密鍵	中国国内で運用される10万台以上の車両の遠隔起動、診断、更新、通信のプロセスにおける暗号キーは、重要データに該当する。
		5. 電子証明書	中国国内で稼働する10万台以上の車両に係る遠隔診断、更新および通信のプロセスにおけるルート証明書は、重要データに該当する。
		6. 車両制御指令	国内において車両を運行することに関わるものは、重要データに該当する。
	車両のネットワーク接続運用の過程において収集・生成される車外の実景映像、レー	1. カメラによる画像撮影 2. カメラによる動画の撮影 3. 点群データ 4. 構造化データ 5. 時空間位置データ 6. 車両の地上高	以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。 1. 軍事管理区、国防科学工業関連単位ならびに県級以上の党・政府機関など重要なセンシティブ区域に関与し、またはデータの収集・分析を通じてこれらの区域を推定可能なもの。 2. 集約・分析後に機密またはセンシティブな地理情報データを推定し得るもの。

<p>ダー、位置軌跡、慣性航法、自動運転用地図、構図類データ</p>	<p>7. 慣性航法データ 8 交通参加者を誘導するためのデータセット 9. 座標に関連するベクトルデータ</p>	<p>3. 道路に係る車両交通量、人流量、物流など、地級市以上の行政区の経済運営状況を反映するデータであって、累計期間が 30 日以上であるもの。 4. 大規模イベントの警備などにかかる規制現場の状況、交通事故などの突発的事案に係る警察出動現場の状況、その他社会の公共安全に係る行政執行活動および要員に関し、直接的に該当し、または収集・分析を通じて推定可能なもの。 5. 車両外部における実在する顔の境界ボックスの最小辺の長さが 32 ピクセル以上であるもの。 6. 車両外部の実際の自動車登録番号の境界ボックスの最小辺の長さが 16 ピクセル以上であるもの。 7. 中国国内で運行する 10 万台以上の車両から収集されるものを含む場合。 8. 実環境において累計 2,000 時間以上のオリジナル映像を収集するもの、または当該映像に基づき生成されるもの。 9. 1,000 万枚以上のオリジナル画像を取り扱う場合、またはこれに基づく画像により生成されたもの。</p>
<p>車路協調分析を実施し、車路協調システムを構築する過程において収集・生成される融合計算データ</p>	<p>1. 人流量 2. 車両交通量 3. 対象物の画像データ</p>	<p>以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。 1. 軍事管理区、国防科学工業関連単位ならびに県級以上の党・政府機関など重要なセンシティブ区域に関与し、またはデータの収集・分析を通じてこれらの区域を推定可能なもの。 2. 集約・分析後に機密またはセンシティブな地理情報データを推定し得るもの。 3. 大規模イベントの警備などに係る規制現場の状況、交通事故などの突発的事案に関する警察出動現場の状況、その他社会の公共安全に係る行政執行活動および関係者に関し、直接的に該当し、または収集・分析を通じて推定可能なもの。 4. 道路に係る車両交通量、人流量、物流など、地級市以上の行政区の経済運営状況を反映するデータであって、累計期間が 30 日以上であるもの。</p>
	<p>4. 交通流指標データ</p>	<p>以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。</p>

			<p>1. 軍事管理区、国防科学工業関連単位ならびに県級以上の党・政府機関など重要なセンシティブ区域に関与し、またはデータの収集・分析を通じてこれらの区域を推定可能なもの。</p> <p>2. 大規模イベントの警備などに係る規制現場の状況、交通事故などの突発的事案に関する警察出動現場の状況、その他社会の公共安全に係る行政執行活動および関係者に関し、直接的に該当し、または収集・分析を通じて推定可能なもの。</p> <p>3. 少なくとも単一の交差点全体を網羅し、かつ期間が1カ月を超えること。</p>
	コネクテッドカー・プラットフォームの構築、運用および維持の過程において収集・生成されるネットワーク計画、充電運用並びに安全保障に関するデータ	<p>1. 資産配分情報</p> <p>2. ネットワークトポロジー図</p>	<p>以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。</p> <p>1. 中国国内で運行する車両 100 万台以上を対象とするコネクテッドカー・プラットフォームに関わる場合。</p> <p>2. 同時に、オンラインアップグレードサービスの提供、中国国内で運行する車両台数が 50 万台以上、かつアップグレード内容が自動車動力系、シャシー系、安全運転機能のいずれか1つ以上に関わる車載ネットワークプラットフォームであること。</p>
		3. 充電施設の位置データ	軍事管理区、国防科学工業関連単位および県級以上の党・政府機関など重要なセンシティブ区域に関与するものは、重要データに該当する。
		4. 車両の充電状態監視データ	中国国内で運行する 10 万台以上の車両から収集されるデータは、重要データに該当する。
		5. 充電データ	該当年の1月1日から累計して100万人以上の個人情報を境外へ提供した場合には、重要データに該当する。
		6. 脅迫情報	<p>以下のいずれかの条件に該当する場合、重要データに該当する。</p> <p>1. 高リスク以上のセキュリティ脆弱性に関与するもの。</p> <p>2. 重大以上のネットワーク・データセキュリティ事案に関与するもの。</p>
その他の一般的なシナリオ		-	-

			2. 自動車データ処理事業者が国家の関連規定および業界基準・規範に従って重要データを識別し申告すること、または工業情報化部、国家インターネット情報弁公室などの関連部門が重要データに該当することを公表または通知すること。
--	--	--	---

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260004>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp